

焼津市新庁舎広告付き窓口番号案内システム
設置業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、新庁舎2階窓口において、窓口番号案内システムを導入することにより手続きに係る待ち順を整理、見える化し、待ち時間の快適化を図ること、併せて広告付きモニターを設置することによりシステム導入維持費用の無償化を図ることを目的として、公募型プロポーザル方式により提案を要請し、技術力及び情報発信力に優れた業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名称

焼津市新庁舎広告付き窓口番号案内システム設置業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

焼津市新庁舎広告付き窓口番号案内システム設置業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 設置場所

焼津市新庁舎内（焼津市本町二丁目16番32号）

(4) 業務の履行期間

契約締結の日を始期とし、窓口番号案内システムを設置した日の翌日から5年経過した日を終期とする。

(5) 発注者

焼津市 焼津市長 中野 弘道

(6) 委託料

無償とする。

(7) その他

業務実施上の条件及び成果品は、仕様書のとおりとする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす法人とする。

(1) 焼津市随意契約見積心得に定める見積りする資格のない者に該当していないこと。

(2) 本市又は他自治体において、企業として過去に本業務の内容と同種業務又は類似業務の実績を有する広告事業者であること。

4 スケジュール

	項 目	日 程
1	プロポーザル公募	令和2年12月21日（月）から
2	実施要領等に係る質問提出期限	令和2年12月28日（月）午後5時まで
3	質問に対する回答	令和3年1月5日（火）
4	参加表明書及び企画提案書等の提出	令和3年1月12日（火）午後5時まで
5	参加資格確認通知書	令和3年1月15日（金）
6	選定委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和3年1月22日（金）予定
7	審査結果の通知	令和3年1月29日（金）頃発送予定

5 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の方法等は、以下のとおりとする。

なお、質問は、参加表明書、企画提案書等の作成及び提出に関する事項並びに本業務に関する事項に限ることとする。

(1) 受付期間

令和2年12月21日（月）から令和2年12月28日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

質問書（様式第7号）に必要事項を記入し、ファックス又は電子メールのいずれかの方法により提出するものとする。また、提出後、速やかに事務局へ電話にて到着確認を行うこと。

提出先電子メールアドレス chousya@city.yaizu.lg.jp

提出先ファックス番号 054-626-2185

到着確認電話番号 054-626-1135

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和3年1月5日（火）までに随時、本市ホームページに掲載することとし、個別の回答は行わない。

なお、回答書に記載した内容は、実施要領等を補完するものと位置付ける。

6 申込方法等

参加者は、次に定めるところにより参加表明書等を提出しなければならない。

(1) 提出期間

令和2年12月21日（月）から令和3年1月12日（火）午後5時まで（必着）

※ 持参による受付は、休日を除く午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出方法

本要領13の事務局へ持参又は郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便に限る。）により提出するものとする。

(3) 提出書類

ア 参加表明書関係

提出書類	提出部数、留意事項等
参加表明書（様式第1号）	1部 必要事項を記載し、代表者印を押印すること。
会社概要書（様式第2号）	1部 必要事項を記載すること。
業務実績調書（様式第3号）	1部 実績を1件以上記載すること。 実績の裏付けとなる契約書等の書類の写しを添付すること。
商業登記簿謄本	1部 写し可。3か月以内のもの 法務局が発行する履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書
財務諸表類	1部 直近の決算に係る貸借対照表及び損益計算書（写し可）
市税完納証明書（市内の事業者に限る。）	1部 写し可。3か月以内のもの
申告所得税、法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する書類	1部 写し可。3か月以内のもの 税務署が発行する納税証明書「その3の3」
印鑑（登録）証明書	1部 3か月以内のもの
誓約書（様式第4号）	1部

イ 企画提案書関係

様式等	提出部数、留意事項等
規格提案書（様式第5-1～3号）	10部 次のテーマについて記載すること。それぞれのテーマについて、A3版1枚以内（合計3枚以内）で作成すること。 ① 窓口番号案内システムの機能及び優位性等について ② 広告の手法等について ③ 業務の実施方針、サポート体制、市へ広告放映料等について
プレゼンテーション出席者届出書（様式第6号）	1部

<p>工程表</p>	<p>1 部 様式任意 業務着手から設置、稼働、アフターフォローまでの想定工程とする。稼働日は、令和3年5月6日を想定し作成すること。 ※ 稼働日は、新庁舎建設工事の進捗状況によっては延伸する可能性があるので留意すること。</p>
------------	---

(4) 参加資格審査と結果の通知

提出された参加表明書等は、本要領3の参加資格を満たしているか審査し、その結果を電子メールにて令和3年1月15日（金）までに通知する。

参加資格を認められなかった者は、以降、本プロポーザルに参加できない。

7 プレゼンテーション及びヒアリング

企画提案書等の提出後、参加資格者からの提案に係るプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）を次のとおり行う。

(1) 実施日 令和3年1月22日（金）※詳細は6（4）の際に併せて通知する。

(2) 実施時間 プレゼンテーションは30分以内とし、その後20分程度でヒアリングを行う。

(3) 実施方法等

ア プレゼンテーションの内容は、実機を用いたデモンストレーションと提出のあった企画提案書に基づく説明とし、資料の追加配布は認めない。なお、デモンストレーション用に持ち込む機材は、番号発券機本体及びその設置に必要な最小限の機材のみとすること。

イ プレゼン等の順番は、企画提案書等の提出順とする。

ウ プレゼン等は非公開とする。

エ プレゼン等の出席者は4名以内とし、参加資格者（広告事業者）及び窓口番号案内システム事業者の担当者等が出席すること。

オ その他必要な事項は別途通知する。

8 審査

(1) 審査方法

本プロポーザルの審査は、「焼津市新庁舎広告付き窓口番号案内システム設置業務委託選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、別紙に定める「焼津市新庁舎広告付き窓口番号案内システム設置業務委託公募型プロポーザル評価基準」に基づき行い、評価合計が35点以上になった者のうち、評価点合計が最も高い者を受託候補者、次点の者を次点候補者として選定する。ただし、最高得点者が2者以上いる場合は、選定委員会で協議のうえ、順位を決定する。

なお、参加資格者が1者の場合であっても、プレゼン等及び審査を行い、基準を満たし

ていると判断した場合は、受託候補者として選定する。

(2) 審査結果の通知

令和3年1月29日頃を目途に、参加資格者に対し文書により通知する。なお、審査結果に関する質問、説明要求、意見等は受け付けない。

(3) 審査結果の公表

審査結果は、契約締結後、焼津市ホームページで次の事項を公表する。

- ① 参加資格者数
- ② 受託者の名称、評価点合計
- ③ 次点候補者及びその他の参加資格者の評価点合計

※ この場合の参加資格者の名称は、A社、B社等と表示する。

- ④ その他必要な事項

9 契約

(1) 契約協議

契約は、8(2)による審査結果通知後、受託候補者と本市が業務内容等について協議を行い、協議が成立した後に締結する。協議が成立しなかった場合は、次点候補者を受託候補者とみなし、契約締結に向けた協議を行う。

(2) 業務委託の仕様及び実施条件

本業務委託の仕様については、仕様書に定めるほか、企画提案書に記載された内容を尊重し、発注者及び受注者による協議の上で定める。

10 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とし、本プロポーザルにおける参加資格者、受託候補者又は次点候補者としての地位を失うものとする。

- (1) 本プロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に故意に虚偽の内容を記載した場合
- (3) プレゼン等に正当な理由なしに参加しなかった場合
- (4) 選定委員会委員及び関係者に対し、プロポーザルに対する援助を直接的、間接的を問わず求めた場合
- (5) その他、本市が不適格と認めた場合

11 その他

- (1) 本プロポーザル参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルに係る提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は、提案者に無断での利用はしない。ただし、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、提出書類の複製、保存等を行う。
- (4) 本プロポーザルに係る提出書類は、提出後の追加・修正・差し替えは認めない。ただし、審査に必要と認められる場合は、市から追加提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の提出後、辞退を行う場合は、任意の様式にて書面により申し出ることと

し、辞退後は、いかなる理由があっても再参加は認めない。

- (6) 本プロポーザルの提出書類は、焼津市情報公開条例（平成18年条例第2号）に基づき公開する場合がある。ただし、公開することにより、応募者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあると本市が認めた個所については公表しません。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の流行状況によっては、7のプレゼン等を行わない場合がある。その場合は、概ね次の手順により書類審査のみを実施する。
 - ① 6（4）による参加資格確認通知時に、プレゼン等を行わない旨通知
 - ② 企画提案書類の補足説明が必要な場合は様式5-1～3の各様式に対しA4サイズ1枚までの補足説明資料を提出（様式は任意）
 - ③ 参加資格者へ質問書を送付
 - ④ 参加資格者から回答（様式は任意）
 - ⑤ 書類審査
 - ⑥ 詳細は①と同時に通知

12 添付資料

- (1) 提出書類の様式（別添①）
- (2) 新庁舎レイアウト図（別添②）

13 問い合わせ先（事務局）

焼津市総務部新庁舎建設課

電話番号：054-626-1135（直通）

ファックス番号：054-626-2185

メールアドレス：chousya@city.yaizu.lg.jp

焼津市新庁舎広告付き窓口番号案内システム設置業務委託に係る
公募型プロポーザル審査に関する評価基準

1 審査項目、評価点等

審査項目	審査事項	評価点 (配点)
1 業務実績	業務実績	5
2 企画提案内容		
テーマ1：窓口番号案内システムの機能及び優位性等について		
	(1) 機能の充実度と優位性	10
	(2) 渡り機能の充実度	5
	(3) 外国語対応	5
	(4) メンテナンスの容易性 (来庁者が選択する画面の変更の容易性)	5
テーマ2：広告の手法等について		
	(1) モニター広告の内容の適格性、市の意向の反映度	5
	(2) 広告放送に占める行政情報枠の割合	5
テーマ3：業務の実施方針、サポート体制、市への広告放映料等について		
	(1) 業務実施方針と取組体制の充実度	5
	(2) 故障時の対応	10
	(3) 市への年間広告放映料	5
3 全体的な 評価	(1) 取組み意欲	5
	(2) プレゼンテーションにおける説明の適切性	5
合計		70

2 評価水準

評価水準	特に優れている	優れている	適切である	やや劣る	劣る
評価点 (5点)	5点	4点	3点	2点	1点
評価点 (10点)	10点	8点	6点	3点	1点
行政情報枠の割合	30%以上 5点	27%～29% 4点	24%～26% 3点	21%～23% 2点	20% 1点
年間広告放映料	60万円以上 5点	40万円以上 60万円未満 4点	20万円以上 40万円未満 3点	1円以上 20万円未満 2点	0円 1点